

名護市工事請負等指名競争入札心得

(趣旨)

第1条 名護市において行う工事請負等指名競争入札の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、見積る金額（単価による入札にあっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。この場合、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その落札は効力を失い、損害賠償金として見積もった金額の100分の5を名護市に納付しなければならない。

(入札)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記入押印の上、所定の入札箱に投入しなければならない。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

4 入札参加者は、工事費内訳書を本市へ提出しなければならない。

5 郵便による入札は、これを認めない。

(代理人による入札)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

2 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印の上、提出するものとする。

(入札秩序の維持)

第5条 市長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する場合の該当入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
- (9) 最低制限価格を設定した場合に、当該最低制限価格を下回った金額でした入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、当該再度の入札回数は1回とする。

2 前条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とする事ができる。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

3 落札者が決定したときは、その旨を文書又は口頭で落札者へ通知する。
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
(落札後の手続き)

第11条 落札者は、名護市建設工事執行規則第12条の通知を受けてから5日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(入札保証金の没収)

第12条 入札保証金は、落札者が落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しないときは、本市に帰属するものとする。

(公正な入札の確保)

第13条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は、入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏な行為をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 次条第1項により、入札の執行前に入札しようとする者が一人となった場合は当該入札を取りやめるものとし、第7条により、有効の入札者が一人の場合は、当該入札を取りやめることがある。

(入札の辞退)

第15条 指名を受けた者は、入札執行時刻前までに入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札辞退届を総務部工事契約検査課に直接持参して行う。

3 入札辞退届を提出した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札参加資格要件)

第17条 資本関係等のある資格者同士の入札参加についての基準に該当する者は同一工事等の入札に参加することができない。